

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	町県民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小値賀町は町県民税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

小値賀町

公表日

平成27年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町県民税関係業務
②事務の概要	毎年1月1日を賦課日として、町県民税を賦課するにあたり、地方税法に基づき、住民から給与支払報告書や確定申告書等の申告資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。 把握した情報をもとに税額を算出し、町県民税の賦課・徴収を行う。 ・特定個人情報保護ファイルの使用については以下のとおり ①課税原票の照会 ②課税情報及び収滞納情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動歴の入力及び個人・職場等への通知時 ④所得証明書及び納税証明書の出力
③システムの名称	個人住民税システム、(収納システム、滞納整理システム、口座システム) 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16 地方税法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 項番1.27.28.29.63.64.65.107
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課 税務係
②所属長	住民課長 吉元勝信
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小値賀町役場総務課 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1 電話番号0959(56)3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小値賀町役場総務課 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1 電話番号0959(56)3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

